

**税制優遇
適用可能**

生産性向上設備 投資促進税制とは

質の高い設備投資の促進によって
事業者の生産性向上を図るための税制措置

即時償却または税額控除5%

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

特別償却50%または税額控除4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

■対象者

青色申告をしている法人・個人事業主

■対象設備(要件)

- 最新モデルであること**
- 生産性が年平均1%以上向上していること**
- 一定の価額以上であること**
 - 機械装置: 取得価格が160万円以上のもの

経済産業省

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html